

社会保障改革に関する有識者検討会 運営要領（案）

社会保障改革に関する有識者検討会（以下「検討会」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

- 1 検討会は、非公開とする。
- 2 検討会終了後、内閣官房から記者ブリーフを行い、議事内容を説明するものとする。
- 3 検討会の議事要旨は、原則として、検討会終了後、発言者名を付さない形で公表する。
- 4 検討会における配布資料は、検討会終了後、原則として、公開する。
- 5 この運営要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（以上）